

令和 4 年 6 月 21 日

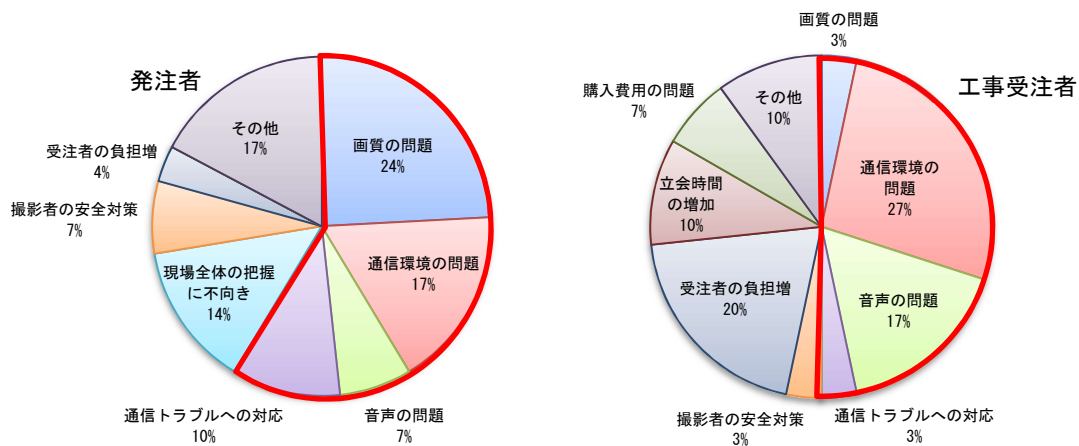
大臣官房官庁営繕部整備課

官庁営繕工事において遠隔臨場を本格導入します

～官庁営繕版遠隔臨場実施要領を作成しました～

地方整備局等が発注する官庁営繕工事において、令和 4 年 7 月 1 日より入札手続きを開始する、原則、全ての工事で遠隔臨場を実施します。

- 官庁営繕工事では、令和 2 年度より監督職員の立会い等の一部について動画撮影用のカメラ等と Web 会議システム等を利用して遠隔臨場を試行してきました。
- 試行結果として、監督職員、受注者共に作業効率化等の効果が確認されました。一方で通信環境に関する課題が多く見られました。※ 1



■ 遠隔臨場の課題

※1：R3 年度アンケート結果

- この結果等を踏まえ、通信回線速度の要件等の見直しを行い、今般、「官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」を作成しました。本要領は地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局へ通知するとともに国土交通省 HP で公表しました。さらに、各省各庁及び地方公共団体にも情報提供をする予定です。
- 遠隔臨場の実施に必要な機材・通信費は受発注者間で協議の上決定し、その費用は発注者が負担することとしています。

○参考資料として、建築工事における「工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認」を行うこととされる各項目の確認が遠隔臨場でも実施可能かどうかの目安について、「適応性一覧表」を作成し、実施要領と同時に国土交通省 HP にて公表しました。なお、表中の適応性の判断は、今後の実施結果を踏まえ変更することがあります。

(国土交通省 HP)

官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領

遠隔臨場に関する適応性一覧表

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000051.html

<お問い合わせ先> 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室

課長補佐 田崎 (内線 23414)

(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8239 (FAX) 03-5253-1544